

●漁船損保公示第156号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

なお、指定漁船調書は令和8年8月18日から同年9月1日まで津田町漁業協同組合において縦覧に供する。

令和8年8月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 発起人の住所及び氏名

さぬき市津田町鶴羽1408番地1 宇 山 哲 司

さぬき市津田町鶴羽1590番地3 大 塩 正 憲

さぬき市津田町鶴羽564番地5 新 開 祥 希

2 加入区の名称

鶴羽加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

津田町漁業協同組合